

堺障サ第2045号  
令和3年12月28日

各指定就労移行支援事業所 管理者様  
各指定就労継続支援 A 型事業所 管理者様  
各指定就労継続支援 B 型事業所 管理者様  
各指定計画相談支援事業所 管理者様

堺市健康福祉局障害福祉部  
障害福祉サービス課長 中嶋 英貴  
(公印省略)

就労継続支援事業等の在宅利用に係る令和4年2月以降の本市の取扱い等について

平素は、本市障害者福祉行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在、厚生労働省事務連絡「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」に基づき、令和3年5月21日付け堺障サ第380号「就労継続支援事業等の在宅利用に係る令和3年4月以降の本市の取扱い等について」を本市より通知していますが、令和4年2月1日からは同通知の「2 届出について」を、次のとおり変更することといたしましたので、御確認の上御対応いただきますよう、よろしく願いいたします。

## 記

### 2 届出について

令和4年2月1日以降、在宅でのサービス利用（以下、「在宅利用」）を希望される方に関しては、各区役所の支給決定機関（地域福祉課又は保健センター）宛てに「就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）における在宅利用に係る申立書（以下「申立書」）」（別紙1）、個別支援計画の写し及び新規又は変更の申請書類（※）を提出いただく必要があります。

#### （1）令和4年2月1日以降、初めて在宅利用を希望される場合の取扱いについて

令和4年2月1日以降、在宅利用を希望される方に関しては、必要書類を各区役所地域福祉課又は保健センターへ提出していただくようお願いいたします。提出された届出の内容について、各区役所において審査の上、在宅での支援効果が認められる場合については、特記事項欄に「在宅利用可」と明記した受給者証を交付します。

#### 留意点

適用開始日については、原則として、申立書提出日以降となります。やむを得ず提出が遅れるなど、個別の事情がある場合については、各区役所地域福祉課又は保健センターへ御相談ください。

#### （2）既に在宅利用の支給決定を受けている場合の取扱いについて

既に在宅利用の支給決定を受けている方につきましては、次回の更新申請の際に、申立書と個別支援計画の写しを提出いただきますようお願いいたします。その後の更新申請の際も同様の手続となります。

(※) 新規又は変更の申請書類

申請	申請書類
新規	<ul style="list-style-type: none"><li>・介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書</li><li>・計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書（計画相談支援を利用される方のみ）</li><li>・計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書（計画相談支援を利用される方のみ）</li><li>・サービス等利用計画案（セルフプランの方はセルフプラン）</li></ul>
変更	<ul style="list-style-type: none"><li>・介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書</li><li>・サービス等利用計画案（セルフプランの方はセルフプラン）</li></ul>

なお、1 在宅利用の対象者、3 運営規程について、4 サービス提供について、5 その他留意点について及び6 サービスの提供後の手続についての取扱いは従前と同じとします。

また、今後国等から新たな方針等が示された場合は変更となる場合がありますので、予めご了承ください。

上記以外について、御不明点等ありましたら、担当までお問い合わせください

**【別添資料】**

(別紙1) 「就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）における在宅利用に係る申立書」

(別紙2) 在宅利用に係る新旧対照表

(参考) 「就労継続支援事業等の在宅利用に係る令和3年4月以降の本市の取扱い等について」(令和3年5月21日付堺障サ第380号)

(参考) 就労系障害福祉サービスにおける在宅でのサービス利用にかかるガイドライン

[問合せ先]

堺市 健康福祉局 障害福祉部  
障害福祉サービス課 藤井、増田(有)  
TEL : 072-228-7510  
FAX : 072-228-8918